

税率を改正します

令和7年度の国民健康保険税

成田市では、これまで国民健康保険税について、市・県民税等を財源とする一般会計からの制度外繰入を行うことで低水準の税率を維持してきましたが、年々増加している保険給付費や将来的な県内保険税率の統一に対応する必要があることから、千葉県が市町村ごとに定めた標準保険料率を参考に、令和6年度より段階的に国民健康保険税率の見直しを行っています。

令和7年度の国民健康保険税の税率は、次のとおりです。今後も国保運営の健全化に努めてまいりますので、加入者の皆様のご協力をよろしくお願いします。

成田市国民健康保険税の課税区分と税率（令和6・7年度）

改正前	令和6年度	A 基礎課税分 課税限度額:65万円	B 後期高齢者支援金等課税分 課税限度額:22万円	C 介護納付金課税分 (40歳以上65歳未満の方のみ課税) 課税限度額:17万円
	所得割 加入者の所得に応じて加算されます。	6.59%	1.95%	1.72%
	均等割 加入者お一人につき課税される金額です。	21,000円	7,900円	15,300円
	平等割 加入世帯一世帯につき課税される金額です。	18,100円	—	—

改正後	令和7年度	A 基礎課税分 課税限度額:65万円	B 後期高齢者支援金等課税分 課税限度額:24万円	C 介護納付金課税分 (40歳以上65歳未満の方のみ課税) 課税限度額:17万円
	所得割 加入者の所得に応じて加算されます。	6.81%	2.13%	1.77%
	均等割 加入者お一人につき課税される金額です。	22,100円	8,700円	15,700円
	平等割 加入世帯一世帯につき課税される金額です。	19,100円	—	—

- ・表の金額は12カ月分であり、実際は加入期間に応じた月割の計算となります。
- ・所得割算定の際には、前年中の合計所得金額から基礎控除額が控除されます。

税率改正後の
保険税額について
詳しく知りたい方や
試算したい方は、
こちらへ ➡

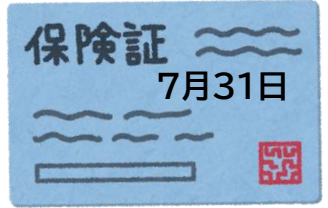


★令和7年度の国民健康保険税の税額のお知らせは、7月中旬に発送します。

くわしくは、成田市 保険年金課 ☎050-1808-7160 へ
(自動音声案内実証実験中)

裏面は、「現在の保険証の有効期限が切れたらどうなるの？」

今持っている成田市国民健康保険証の有効期限がもうすぐ到来します。
そのあとは、新しい保険証はもらえないの？



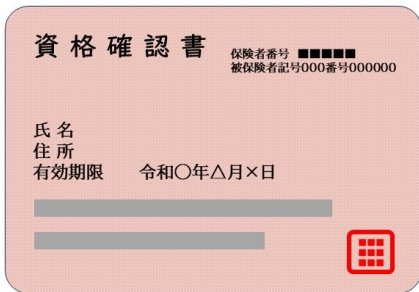
令和6年12月2日より、健康保険証が新たに発行されなくなり、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行しました。
成田市では、成田市国民健康保険加入者の皆様に、現在お持ちの保険証の有効期限が到来する前に、次のとおり書類を送付します。

送付される書類（成田市国民健康保険加入者の場合）

マイナンバーカードを持っていますか？

いいえ

「資格確認書」を
7月中※に送付します。



はい

マイナンバーカードの健康保険証利用登録
をしていますか？

いいえ

はい

「資格情報のお知らせ」を
7月中※に送付します。



マイナ保険証の利用登録をしていなくても、
資格確認書を提示することで、引き続き
医療機関を受診できます。

マイナ保険証と合わせて提示することで、
マイナ保険証に対応していない医療機関も
受診することができます（「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません）。

※有効期限が7月31日以外の方には、その有効期限が到来する前に送付します。

※同じ世帯に「資格確認書」交付対象者と「資格情報のお知らせ」交付対象者がいる場合は、
別々の封筒で送付します。

くわしくは、

成田市国民健康保険に加入している方
後期高齢者医療に加入している方

…☎050-1808-7160へ

…☎0476-20-1547へ

※後期高齢者医療については、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、加入者全員に資格確認書が送付されます。